

別表：手数料の額

手数料条例第2条該当項目	手数料の名称	手数料の額（円）	
		改定後（令和8年4月1日～）	改訂前
第3項 第1号	都計法第29条第1項又は第2項の開発行為許可申請手数料	開発区域の面積（ha）	
		0.1未満	9,600
		0.1～0.3	26,000
		0.3～0.6	49,400
		0.6～1.0	98,900
		1.0～3.0	148,000
		3.0～6.0	195,000
		6.0～10.0	250,000
		10.0以上	341,000
		0.1未満	16,100
		0.1～0.3	34,000
		0.3～0.6	73,900
		0.6～1.0	140,000
		1.0～3.0	227,000
		3.0～6.0	307,000
		6.0～10.0	393,000
		10.0以上	550,000
		0.1未満	98,900
		0.1～0.3	154,000
		0.3～0.6	218,000
		0.6～1.0	300,000
		1.0～3.0	451,000
		3.0～6.0	580,000
		6.0～10.0	749,000
		10.0以上	988,000
第3項 第2号	都計法第35条第2項の開発行為変更許可申請手数料	申請1件につき次のイからハまでの額を合算した額 (その額が988,000円を超えるときは988,000円)	
		イ	開発行為に関する設計の変更（口のみに該当する場合を除く）については、開発区域の面積（口に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額
		ロ	新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前各号に規定する額
		ハ	その他の変更
第3項 第3号	都計法第41条第2項ただし書の建築許可申請手数料		53,500
第3項 第4号	都計法第42条第1項ただし書の建築許可申請手数料		30,100
第3項 第5号	都計法第45条の開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料	自己居住用	1,960
		自己業務用（1ha未満）	1,960
		自己業務用（1ha以上）	2,850
		非自己用	18,100
第3項 第6号	開発登録簿の写の交付申請手数料		620
第7項 第7号	租特法の優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地の面積（ha）	
		0.1未満	92,000
		0.1～0.3	151,000
		0.3～0.6	218,000
		0.6～1.0	294,000
		1.0～3.0	445,000
		3.0～6.0	585,000
		6.0～10.0	749,000
		10.0以上	988,000